

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

「更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容」

先般掲載いたしました来年2024年4月より施行される「労働条件明示事項の追加」の中で、有期労働契約の締結時と更新時に追加される「更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容」についてより詳しくご案内いたします。

■ 改正内容と労働条件通知書記載例

2024年4月より、有期労働契約の締結と契約の更新のタイミングにおいて、「更新上限の有無」と、「更新上限がある場合には、その内容」を明示することが必要となってまいります。更新上限とは、有期労働契約の通算期間または更新回数の上限のことを指し、以下のモデル労働条件通知書のように、「更新上限の有無」、「更新上限有の場合：更新回数/通算契約期間の上限」を明示する必要があります。

イメージ (一般労働者用；常用、有期雇用型)

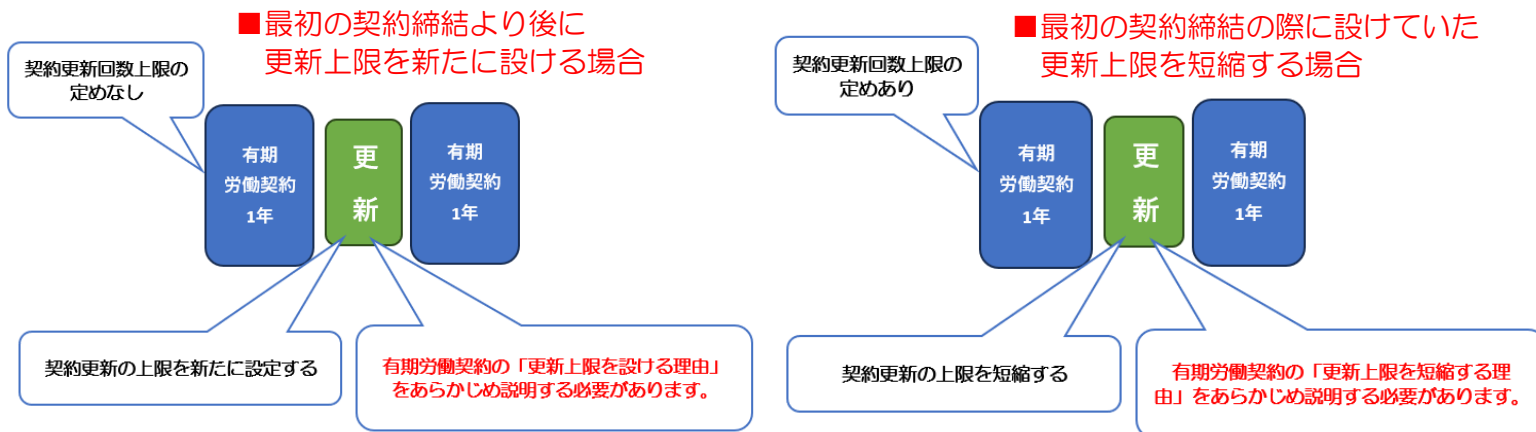
労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地 使用者 職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日）
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	
1 契約の更新の有無	
[自動的に更新する・更新する場合があります・更新しない・その他（ ）]	
2 契約の更新は次により判断する。	
・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力	
・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況	
・その他（ ）	
3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで））	

引用元
厚生労働省「モデル労働条件通知書」

■ 新たに更新上限を設ける、または短縮する場合

今回予定されている改正では、更新上限の有無と内容の明示と併せて、下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。



◆7月の労務スケジュール

6/1～7/10 労働保険の年度更新手続き 7/1～7/10 算定基礎届手続き
～7/31 6月分社会保険料納付 ～7/10 6月分源泉徴収税額・住民税額の納付

編集担当：奥田
編集責任者：勝山